

## 中部運輸局自動車交通部

令和2年12月18日 14時00分発表

## 〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
畑、平井、前田 TEL 052-952-8038中部運輸局 愛知運輸支局 輸送・監査担当  
宮川、岡本 TEL 052-351-5313

## トラック事業者を車両停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：株式会社 忠功（代表取締役 中世古 富弘）  
住 所：岐阜県各務原市鷺沼羽場町5丁目155番地1  
営 業 所：一宮営業所（愛知県一宮市蓮池字郷西65番地1）

## 2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和2年12月18日  
処分内容：① 車両使用停止処分210日車（2両を105日間）  
② 文書警告

## 3. 監査端緒

平成30年10月18日、岐阜県郡上市八幡町の国道472号線において、当該事業者の事業用トラックが前の車を追い越そうと対向車線にはみ出し、対向車と衝突して相手方運転者を死亡させる重大事故を引き起こしたものの。

## 4. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 事業用自動車を運転者の自宅へ持ち帰らせていた。  
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)
- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

- (3) 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (4) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (5) 乗務等の記録に事実と異なる記載をしていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (6) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (7) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (8) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 21点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 21点